

◎新潟県告示第1041号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年2月10日新潟県告示第140号）を次のとおり解除する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|-------------|---------|---------------------|
| 物見山 1地区 | 新潟市東区物見山2丁目 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 物見山 2地区 | 新潟市東区物見山2丁目 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）